

第 4 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成23年12月13日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成23年12月13日（火曜日）

午前9時59分開議

午前11時33分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補
正予算（第6号）

議案第17号 熊本県立学校条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第18号 熊本県教育委員会の権限に属
する事務処理の特例に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第19号 東日本大震災に対処するため
の熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特
例に関する条例の制定について

議案第32号 専決処分の報告及び承認につ
いて

報告第4号 専決処分の報告について
閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

物品調達等に関する不適正経理再発防止
策の検証報告の概要について

出席委員（8人）

委員長 重 村 栄
副委員長 高 木 健 次
委員 小 杉 直
委員 氷 室 雄一郎
委員 松 田 三 郎
委員 森 浩 二
委員 西 聖 一
委員 淵 上 陽 一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山 本 隆 生
総括審議員兼教育次長 岩 瀬 弘 一
総括審議員兼教育次長 阿 南 誠一郎
教育次長 松 永 正 男
教育政策課長 田 中 信 行
高校教育課長 瀬 口 春 一
義務教育課長 谷 口 慶 志 郎
学校人事課長 柳 田 誠 喜
社会教育課長 石 川 仙 太 郎
人権同和教育課長 川 上 修 治
文化課長 小 田 信 也
体育保健課長 城 長 眞 治
首席審議員兼施設課長 後 藤 泰 之
政策監兼
高校整備推進室長 山 本 國 雄

警察本部

本部長 中 尾 克 彦
警務部長 金 高 弘 典
生活安全部長 古 川 隆 幸
刑事部長 吉 田 親 一
交通部長 中 野 洋 信
警備部長 吉 村 郁 也
首席監察官 池 部 正 剛
参事官兼警務課長 吹 原 直 也
参事官兼会計課長 田 上 隆 章
理事官兼総務課長 赤 星 裕
参事官兼
生活安全企画課長 堀 江 伸
参事官兼刑事企画課長 吉 長 立 志
参事官兼交通企画課長 木 庭 強
理事官兼交通規制課長 高 野 利 文
参事官兼警備第一課長 高 橋 功 作

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆彦
政務調査課主幹 板 橋 徳明

午前9時59分開議

○重村栄委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第4回文教治安常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について、教育委員会、警察本部の順で執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、説明等を行われる際は、着席のまま結構でございます。

それでは、山本教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

山本教育長。

○山本教育長 おはようございます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、一言御礼申し上げます。

委員各位におかれましては、去る10月25日から27日まで、平泉町教育委員会、そして秋田県教育委員会などにつきまして御視察を賜り、大変ありがとうございました。また、その際、貴重な御助言、御指導をいただきましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

世界遺産を活用した郷土愛精神を育成する取り組みや、あるいは義務教育における学力向上の取り組みなど、本県におきましても、視察先の取り組みを今後しっかりと参考にさせていただきたいというふうに存じております。

それでは、今議会に提案されております教育委員会関係の議案等の概要について御説明申し上げます。

まず、第1号議案、平成23年度熊本県一般会計補正予算でございます。9,631万円余の

減額補正をお願いいたしております。

内容は、まず、子ども手当特措法に対応した所要額の減額、そして財源更正を行うもの、次に、全国各地に所在する未指定・未登録の名勝地の保護に必要な情報収集を目的とする全額国庫の国からの委託調査事業に要する経費、そして3つ目として、6月の豪雨により被災した藤崎台県営野球場西側がけ面の復旧等を行うための経費でございます。

次に、繰越明許費の設定でございます。これは、高等学校校舎改築などにつきまして、年度内に整備をすることが困難であるために繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為の変更でございます。

細川コレクション永青文庫推進事業に係る熊本大学附属永青文庫研究センターへの受託研究委託に要する経費につきまして、円滑な調査研究を行うため、債務負担行為の設定をさらに追加して行うものでございます。

次に、条例等議案につきまして御説明いたします。

第17号議案は、県立特別支援学校整備計画に基づき、現在養護学校と称しております14校の県立特別支援学校の校名を支援学校に変更するものでございます。

第18号議案は、熊本県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理すること等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

第32号議案は、熊本県育英資金の返還金の支払い請求に係るものでございます。

最後に、物品調達等に関する不適正経理再発防止策の検証について御説明いたします。

教育委員会における物品調達等に関する不適正経理再発防止策の検証につきましては、先月12日、第三者委員会による検証委員会から、前回自主調査時に判明した裏金や私的流用につながるおそれのある預け金や差しかえ等の不適正な経理処理は認められなかったとの報告をいただきました。

しかしながら、前年度納入等の経理処理の誤りが確認されたことにつきましては、引き続き、公金の取り扱いに対する意識や経理処理に係る知識の向上等、再発防止策に徹底的に取り組み、適正な経理処理に努めてまいります。

以上が今議会に提案申し上げております議案等の概要でございます。詳細につきましては、この後担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

委員会説明資料教育委員会分で御説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

教育委員会所管の平成23年度11月補正予算案の総括的な説明を申し上げます。

補正を計上した事業は、学校人事課、文化課及び体育保健課に係る事業でございます。補正額は合計9,631万9,000円の減額をお願いしております。

次に、資料の4ページをごらんください。

繰越明許費について。

繰越明許費については、翌年度に繰り越すが必要となる事業費を見きわめた上で、教育委員会全体で、合計額21億8,800万円の繰越明許費の設定をお願いしております。

額の多いものですが、この内訳といたしまして、まず高等学校費、これは熊本高校の体育館屋上防水改修等32校、それから特別支援学校費、これは荒尾養護学校の体育館放送設備等9校を予定しております。それぞれ年度内に事業を終えることができないおそれのあるものでございます。教育災害復旧費は、藤崎台県営野球場の災害復旧に係るものにつきまして設定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○瀬口高校教育課長 高校教育課でございます。

6ページをお開きください。

議案第17号、熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、1の制定改廃の必要性でございますが、県立特別支援学校整備計画の実施に伴い、関係規定を整備する必要があるためでございます。

2、内容(1)にありますように、第2条に記載の県立学校のうち、現在養護学校と称しております14の学校の名称を、下の表のように支援学校に改めます。

また、(2)にありますように、第2条の表に新たに県立学校の種類の欄を設けます。これは、このたびの校名変更に当たりまして、新たに支援学校と称することとなる学校が学校教育法上の特別支援学校であることを明確にするものでございます。

具体的には、資料の7ページから9ページまでの新旧対照表をごらんください。

右側が新たな表でございます。表の左の列に学校の種類の欄を新たに設けまして、高等学校、特別支援学校、中学校を明記しております。なお、条例の施行日は平成24年4月1日でございます。

次に、22ページをお願いします。

第32号議案として、専決処分報告及び承認を求める議案を提出しております。

この専決処分は、熊本県育英資金の返還金に関する訴えの提起に係るものでございます。育英資金の未収金につきましては、昨年度から、長期滞納者に対する法的措置として簡易裁判所への支払い督促を行っておりますが、2、専決処分の理由にありますように、県が行った支払い督促に対し5人の債務者から異議が出され、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって

訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したため、議会で御審議いただく時間がないことから知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。なお、5人の債務者は23ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳田学校人事課長 学校人事課でございます。

資料の2ページをお願いします。

補正予算でございます。

教職員人事費でございますが、今回1億3,990万円余りの減額でございます。これは、本年8月の3党合意に基づきました子ども手当の特措法に対応しまして、所要額の減額、それから財源更正を行うものでございます。

続きまして、条例関係、14ページをお願いします。

議案第18号、熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容でございますが、今回市町村へ事務移譲を行うものが3つございます。

1つは、(1)のところに記載しておりますけれども、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴い、県費負担教職員に係る子ども手当の受給資格及び額の認定に関する事務を各市町村に移譲するものでございます。

2つ目は、(2)のところでございますけれども、熊本市の政令市移行に伴いまして、昨年10月に締結しました県と市の基本協定に基づきまして事務の移譲をするものでございます。

具体的には2つございまして、アに記載しておりますように、学校教育法に基づく事務のうち、市町村立専修学校の設置廃止等の認

可等に関する事務、2つ目がイのところに記載しておりますけれども、学校給食法施行令等に基づく事務のうち、市町村立義務教育諸学校における給食の開設または廃止の届け出の受理に関する事務、この2つの事務を熊本市に移譲するものでございます。

3点目が(3)のところに記載しておりますが、熊本市が政令市に指定され、熊本市の県費負担教職員の給与の決定に関する事務を熊本市教育委員会が行うこととされることに伴いまして、関係規定を整理するものでございます。(1)につきましては、公布の日から、(2)と(3)につきましては、平成24年4月1日から施行する予定としております。

学校人事課分は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○小田文化課長 文化課でございます。

説明資料の2ページをお願いします。

今回138万7,000円の増額補正をお願いしております。全国各地に所在する未指定・未登録の名勝地の保護に必要な情報の収集を目的として調査を実施する文化庁の新規事業です。将来の国指定候補を探すためのもので、文化庁の100%負担による県への委託事業となります。

本年4月に、山都町に所在する五老ヶ滝と聖滝、この2つが県の名勝及び天然記念物に指定されました。これは、江戸時代後期に製作された永青文庫所蔵の領内名勝図巻に描かれた本県を代表する名勝地で、県下各地域にわたり分布するこれらの滝が一群のものとして価値づけされ指定が進めば、教育面のみならず地域の活性化にも大きく寄与する可能性があります。

今回補正をお願いいたします本事業により、領内名勝図巻に描かれた肥後領内の滝や山や川などの名勝地の現在の場所を特定し、将来の国指定、県指定につなげていきたいと考えております。

続きまして、債務負担行為の設定変更についての説明です。

資料は5ページでございます。

9月補正では、細川コレクション永青文庫推進事業において、修復委託業務1,200万円の債務負担設定を行いました。今回は、同事業で熊本大学附属永青文庫研究センターへの平成24年度研究委託費2,500万円の債務負担行為の設定をさらに追加して行うものです。

この研究委託費には、古文書等の調査研究を行う人件費が含まれており、平成24年4月当初からの円滑な調査研究を行う必要があるため、債務負担行為の設定を行い、平成23年度末までに契約締結を行う予定です。

文化課分については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

一般会計の教育施設災害復旧費でございますが、説明欄にございます藤崎台県営野球場災害対策事業として4,220万円を計上しております。

この事業は、去る6月の豪雨により藤崎台県営野球場の西側がけ面が一部崩落しましたが、その復旧等を行うための経費でございます。当該がけ面は、熊本市道に面しており、沿道には児童養護施設、保育園等があり、市道は通学路として利用されているため、児童等の通行者の安全を確保する必要があることから、崩落箇所の復旧及びその周辺がけ面の災害防止等安全対策のため、工事を施工することとしたものでございます。

体育保健課分につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重村栄委員長 ありがとうございました。教育委員会関係の説明は以上で終わりました。

た。

続いて、県警本部から説明をお願いいたします。

初めに、中尾県警本部長。

○中尾警察本部長 おはようございます。

常任委員会の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対し、まずもって心から御礼を申し上げます。

また、先般は、秋田県警察における警察署の再編整備に関する調査のため、秋田東警察署を御視察いただき、まことにありがとうございました。本県警察におきましても、後ほど触れさせていただきますとおり、警察署の管轄区域の見直しの検討を進めているところであり、今後の御支援、御指導をよろしくお願い申し上げます。

さて、本年も残すところ2週間余りとなりました。議案の説明に先立ちまして、最近の県警察の重点的取り組みの中から3点御説明をいたします。

第1点は、県警察において、昨年1月から本年末までの治安計画として推進しております「安全・安心くまもと」実現計画2010に掲げた3つの基本目標に関する11月末現在の進捗状況でございます。

数値については暫定値でございますが、まず、犯罪の抑止については、刑法犯認知件数が1万3,062件、実現計画策定時の一昨年同期比でマイナス2,779件、前年同期比で1,145件減となり、年間を通して、平成15年をピークとして8年連続で減少する見込みとなっております。

次に、交通死傷事故の抑止については、死者数が78人、一昨年同期比でマイナス2人、前年同期比でプラス6人で大変厳しい状況にございますが、死傷者数については1万2,142人、一昨年同期比でマイナス817人、前年同期比でマイナス219人となり、年間を通して

も、平成17年から7年連続で減少する見込みとなっております。

一方、県民生活を脅かす犯罪の検挙についてですが、検挙人員が4,872人、一昨年同期比でマイナス220人、前年同期比でマイナス89人と、この2年間は減少傾向にあるものの、刑法犯検挙率は42.4%と、全国平均を約10ポイント上回っております。

また、本年9月に行いました県民が肌で感じる体感治安の意識調査の結果を見れば、熊本の治安については、「よくなった」及び「どちらかといえばよくなった」と答えた人は、平成19年の調査時より6ポイント上昇しているものの、いまだ4人に1人程度の25.8%にとどまっていることから、熊本県の治安が改善されたとは言い切れないものと認識しております。

そこで、県警察といたしましては、現在の治安計画が本年末で終期を迎えることから、これまでの検証結果や体感治安に関する県民意識調査の結果、公安委員会の意見等を踏まえ、計画の見直し作業を行っているところであり、近く新しい治安計画をお示しする予定です。

内容的には、これまでの方向性を大きく転換するものではございませんが、九州新幹線の全線開業に加え、政令市移行を間近に控えていることから、人の流れの変化等に対応できるよう、犯罪のグローバル化対策、暴力団対策、治安上の新たな脅威となっているサイバー犯罪対策等に取り組むことにより、犯罪の起きにくい社会づくりにつながっていくように考えているところでございます。

第2点は、懸案となっております警察署の管轄区域の見直しについてであります。

この件に関しては、広く県民の意見を反映させるため、本年7月、有識者で構成する警察署の管轄区域等を考える懇話会を設置し、検討を重ねていただき、10月に意見書の提出を受けたところでございます。

意見書の内容につきましては、速やかに植木町を含む熊本市北部地域及び合志市を管轄区域とする新たな警察署を、現在の3警察署に加えて政令指定都市内に設置する必要があるなどというものでありまして、現在県警察のホームページにおいて公表しております。

なお、県警察といたしましては、この意見書を参考として、具体的な警察署の管轄区域見直し計画を検討中でございます。

第3点は、県警察で実施いたしました物品調達等に関する不適正経理再発防止策の検証に係る調査結果について申し上げます。

県警察におきましては、平成20年度に実施いたしました物品調達等に関する不適正経理処理調査において、過去に不適正な経理処理が行われていたことが判明したことから、平成21年3月から再発防止を図るための各種施策に取り組んでまいりました。

今回、この再発防止策の取り組み状況及び経理処理の状況につきまして、検証委員会の御指導のもとに、全所属を対象に調査したところでございます。

この結果、裏金や私的流用につながるおそれのある預け金、不適正な経理処理に起因する現金等のもとより、前回1件確認された差しかえ事案は認められなかったところであり、検証委員会から、県警察全体が一丸となり職員の意識改革などさまざまな改善に取り組まれた成果であるという評価をいただいたところでございます。

しかしながら、前年度納入等の経理処理が数件確認され、経理処理に関する職員の認識の甘さや納品検査等の組織的なチェック体制がまだ十分でないとの課題も示されたところでございます。

このため、今回検証委員会から提言をいただきました再発防止策の充実強化に向けた取り組みの徹底を図り、県警察における会計処理のさらなる適正確保に努めてまいり所存でございますので、委員の皆様方には御指導を

よろしく願いいたします。

それでは、警察関係の議案でございますが、今回提案しておりますのは次の3件でございます。

第1号議案は、平成23年度熊本県一般会計補正予算についてですが、これは先ほど教育委員会からもありましたとおり、子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴い、不要となる子ども手当4,647万3,000円の減額補正及び繰越明許費の設定等についてお願いするものでございます。

第19号議案は、東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定についてですが、これは、東日本大震災の発生に伴い、災害現場に派遣された本県警察職員に対し、特殊勤務手当を支給するための条例の制定をお願いするものでございます。

報告第4号は、専決処分の報告についてですが、これは、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した10件の交通事故の和解について報告するものでございます。

以上、議案の詳細につきましては、担当課長の方が御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

そして、最後になりましたけれども、本年は、女兒殺人事件やタクシー強盗殺人事件等の社会的反響の大きな凶悪事件が相次いで発生するとともに、東日本大震災の発生に伴います部隊派遣が継続するなど、県警察にとっては、治安維持上、これまでにない厳しい1年ではございましたが、常任委員会の皆様方の御指導、御鞭撻のおかげで一応の成果を残すことができましたことを心からお礼申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○重村栄委員長 県警本部長の説明が終わりました。

次に、田上会計課長からお願いをいたします。

○田上会計課長 会計課長でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づいて御説明いたします。

1 ページをお願いします。

第1号議案、平成23年度熊本県一般会計補正予算第6号の警察費についてでございます。

子ども手当で4,647万3,000円の減額等をお願いしております。これは、本年3月の3党合意に基づいた平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に対応して、所要額の減額及び財源更正を行うものであります。

次に、2 ページをお願いします。

第1号議案、第2表、繰越明許費についてでございます。

過去の繰り越し状況を勘案しまして、警察管理費2億4,300万円、警察活動費9,700万円の設定をお願いしております。

次に、第1号議案、第3表の債務負担行為補正についてでございます。

年度当初からの契約事務を円滑に行うために、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で定め、今年度中に事務手続を行う必要があることから、警察関係業務としまして、免許事務更新通知業務委託、停止処分者講習委託、違反者講習委託、更新時講習委託、高齢歩行者交通安全教育業務委託、速度違反自動取り締まり装置保守点検委託、交通信号機等保守委託、信号機・標識等緊急修繕委託、道路交通情報提供業務委託、道路使用許可調査業務委託、高齢ドライバーサポート事業委託、以上の11の業務の債務負担行為を総額で4億4,414万5,000円の限度額設定でお願いしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

次に、吹原警務課長。

○吹原警務課長 警務課長でございます。

それでは、警察から提案しております第19号議案東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定についてでございます。

御説明いたします。

資料は3ページから5ページになります。主に3ページは条例案の概要、4ページ、5ページは条例案となっておりますので、3ページに基づきまして説明させていただきます。

骨子が2点ございます。

1点目は、東日本大震災関連作業手当の新設、2点目は、災害警備等作業手当の特例についてのものでございます。

本年3月の東日本大震災の発生に伴い、本県警察からも多数の職員が災害現場に派遣され、放射能の危険が及ぶ地域における活動や連日にわたる捜索等の活動を行ってきたところでございます。

現行の熊本県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定では、このような危険性等が手当に反映されていないことから、より特殊性に見合った手当の支給を行うため、東日本大震災に対処するための特例条例を制定するものでございます。

中身について若干御説明させていただきます。

1点目、警戒区域での作業、これは第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の地域に及びます。県内においては9市町村が含まれております。この屋外での作業1日につき1万円、屋内での作業1日につき2,000円。2点目、計画的避難区域での作業がございまして、これは、1年間の積算放射エネルギーが20ミリシーベルトに達するおそれがある地域、福島県内では5市町村に及ぶ範囲でございます。屋外での作業につきましては、1日につ

き5,000円、屋内での作業については、1日につき1,000円というものを規定するものでございます。

2点目でございます。

災害警備等作業手当の特例、これは(5)ということで示しております。これにつきましては、災害警備等作業に引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を加算するというものでございます。なお、施行日は平成23年12月22日を予定しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池部首席監察官 それでは、報告第4号議案、専決処分報告についてでございます。

資料は、7ページから11ページになります。

この専決処分報告は、県警の公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもの、計10件でございます。

それぞれの事故の概要は、7ページ及びその裏の8ページに記載のとおりであります。その内訳は、人身交通事故が1件、これは双方が軽傷のけがを負ったもので、番号2の事故でございます。物損交通事故が9件となっております。なお、いずれの交通事故も任意保険で対応いたしました。

県警では、公用車による交通事故を1件でも少なくするため、本年1月に公用車交通事故防止総合プランを作成するとともに、現在、特に若手警察官を対象とした運転技能訓練を行うなど、事故実態に即した事故防止対策に取り組んでいるところでありますが、なお一層その取り組みを強化し、公用車の交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の説明が終了しましたので、

議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○氷室雄一郎委員 教育委員会の方でございますけれども、議案説明に先立ち教育長からお話ございましたけれども、その中で、ちょっと予算の額も大きい高等学校の校舎の改築についてという——ちょっと整備が困難である、これは想定外のおくれなんですかね。どうなんですかね。

○後藤施設課長 事業が経済対策以来非常に多くなっておりまして、その調整で設計等がおくれておりますものと、それから周囲の学校との調整、それから、工事を、学校の開いておる時間といいますか、休みのときにしてほしいとか、そういう要望がありまして、その辺の調整とかで、それぞれの案件がそれぞれの理由でおくれておりまして、全体的に積み上がってこのくらいになっているということで、例年大体このくらいは今繰り越しているということでございます。

○氷室雄一郎委員 想定をされとった時期よりも若干いろんな状況でおくれている面があるということだと思うんですけども、具体的に申し上げますと、そういう学校の教育現場における影響というのはないんですか。具体的なものとして、もしも——いろんな箇所があると思いますけれども、一番心配——体育館等の改修等は、やっぱり授業なりまた教育現場の教育についての影響があるんじゃないかと思うんですが、その辺は心配はないんですかね。

○後藤施設課長 学校との調整は十分やっておりますので、その辺はもう極力ないように努めております。

○重村栄委員長 よろしいですか。

○小杉直委員 関連して。

○重村栄委員長 はい、どうぞ小杉委員。

○小杉直委員 関連してよかですか、氷室先生。

○氷室雄一郎委員 はい、どうぞ。

○小杉直委員 4ページ、今氷室委員がおっしゃったことに関してですが、熊高ほかずっと何件とおっしゃったですたいな。田中課長だったかな。熊本市内はどこどこだろうか。

○後藤施設課長 大きなもので済々黷の図書館とか、小さい工事はたくさんございますけれども、それから熊商の方の工事の方は終わりましたけれども、運動場とかテニスコートとか、まだそういうものが残っております。あと、空調ということで東稜とか、それから湧心館のUD工事とか、小さいものからいろいろございます。

○小杉直委員 大体大きなのは、熊高、済々黷、熊商、東稜ぐらいなもので、参考までにお尋ねしますが、熊本工業は含まれておりますか。

○後藤施設課長 部室その他の改築等を計画しております。

○小杉直委員 部室というと、どこ部室だろうか。

○後藤施設課長 部室棟ということで幾つか部屋がありますけれども、その棟全体をやるということでございます。

○小杉直委員 大体わかりました。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 学校人事課長にお尋ねします。

資料の14ページ、18号関係で、2の内容の(3)あたりでしょうか。

政令市関係で、なかなか、例えば教員の場合は、給料は国費と県費、義務教育の場合です、主に。3分の1、3分の2ぐらい。人事権は県の教育委員会にある。身分は、各市町村立の場合は市町村教育委員会に属するとか、さらに、これが政令市になると、採用は熊本市に関しては熊本市ということで、さらに複雑になるんだろと思いますが、ここに書いてある今度の権限移譲のあれでいくと、費用負担は多分今までと変わらなくて、県費負担の教職員ですね。理屈の上では市の教育委員会で給料を自由に決められるということになるということですかね、これは。

○柳田学校人事課長 そういうことではありませんで、あくまでも給与の根拠となる条例は県の条例を使いますので、熊本市が勝手に上げたりということとはできない仕組みになっています。決裁権限が県から熊本市に移るだけということでございます。

○松田三郎委員 じゃあ、条例は県の条例に従って決める、要は、そのくらいと言うちゃいかぬけど、決裁権限が市の方に移ることだけですか、これに関しては。

○柳田学校人事課長 基本的にはそういうことです。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

○小杉直委員 関連して。

関連してばかりばってんが、人事課長、今

松田委員がおっしゃった件に関連してですが、14ページの(3)の話だろうと思うです。いな。

おさらいですが、これは県費で熊本市の教職員の負担はしますよと、ただ、支給の事務を熊本市の教育委員会がするんですという意味でよかつですか。

○柳田学校人事課長 そうです。そのとおりです。

○小杉直委員 そうすると、それは熊本市内の小学校、中学校ということですかね。

○柳田学校人事課長 そういうことです。

○小杉直委員 はい、わかりました。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。——ございませんか。

○小杉直委員 それは県警もよかつですか。

○重村栄委員長 はい。県警も一緒に結構でございます。

○小杉直委員 警務課長にお尋ねですが、3ページ、東日本に対する災害出動の特殊勤務手当の件ですが、この金額については、どうですか、よその県警と比べて、低いのか、高いのか、まあ並みなのか、その点はいかがですか。

○吹原警務課長 警務課長です。

この条例の、御説明いたしました警戒区域、それから計画的避難区域での金額につきましては、警察庁の方が総務省と打ち合わせまして、その辺のところでは全国一斉にこの基準で条例案の新設ということで指示をして、各県同じこの金額で条例案の制定をお願いし

ているところでございます。

○小杉直委員 熊本あたりは、相当遠隔地になるですたいね。東北周辺の県警あるいは関東等々は案外近いわけですが、そことの差はないわけですか。

○吹原警務課長 金額的な手当の部分については、差はございません。

○小杉直委員 そうですか。

それに関連して、今放射能汚染の危険性について広く議論されておるわけですが、派遣された熊本県警の警察官に対する放射能汚染の危険性とか、あるいはそれに対する予防策とか、そういうことはどういうふうにおられますかな。

○吹原警務課長 警務部関係で御説明いたします。

派遣をされた警察官につきましては、派遣から帰隊、帰県後、いろんな健康チェックといたしますか、その辺の積算量も含めまして、毎回隊員についての健康診断というものを受診させている状況でございます。

なお、参考まで、あわせて、この警戒区域、それから計画的避難区域等に、現在までの段階で、本県警察職員が派遣された職員数については195名、延べの人数で上っているということでございます。

○吉村警備部長 警備部長の吉村でございます。補足させていただきます。

現在派遣をしておりますが、きょうも第8次の管区機動隊が福島に向かって午後出発することになっておりますが、今回は20キロ圏内に入ったポイントで検問活動等に当たることになっております。

そういった隊員におきましては、それぞれに線量計というものを携行させておりまし

て、日々刻々変わりますので、そういった線量を把握すると同時に、累積線量、これもデータベース化しておりまして、個々の警察官が——既に管区機動隊員、8回目ですけれども、通算の線量、そういったものも管理するような形になっております。

それから、事前に、本人たち、それから職員の家族に対しても、非常に不安があるのは現実でございます。そういったことから、現状のマイクロシーベルトとかミリシーベルトとか非常にわかりにくいところですが、実際に出ている数値がどの程度の影響のものであるかということとを事前研修の中できちっと説明をして、不安感のない形で組織的には説明責任を果たしているところでございます。そういった細心の注意をしながら、こういった原発周辺での活動に対して万全を尽くしていきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 今本議会の中でも、本部長に対する質問が、いわゆる東日本に派遣されておると、それで手薄になっておると。その穴埋めといたしますか、フォローのために、OBの人たちがそういうグループをつくって補完しているということに対する評価といたしますか、県警の人員不足にやや心配する向きの質問もあったわけですが、先般、以前も言ったかもしれませんが、高木副委員長あたりと生活支援隊とあるいは管区機動隊だったですか、石巻の河北警察署に激励に行った一場面がありますけれども、福島には行っておりませんが、現在、熊本県警から東北震災に派遣の本県の警察官の数はどのくらいですか。

○吉村警備部長 12月8日現在、37部隊、延べ859人を派遣しております。

○重村栄委員長 よろしいですか。

○小杉直委員 じゃあ、これに関しては最後ですが、放射能汚染の未然防止策を十分指導徹底されて、本県の警察官だけというわけにはいきませんが、放射能に汚染されないようにしっかり取り組んでいただきますようにお願いしておきますね。

○氷室雄一郎委員 ちょっと関連するんですが、この区域が2つありますけれども、人数的には195名。本県の場合は、この警戒区域が多いんですか。それとも計画的に立ち退きを行う区域が多いんですか。そのちょっと状況だけを。

○吉村警備部長 警備部長です。

この勤務先といいますか、特別派遣先につきましては、警察庁の方で調整をしております。固定した形で熊本県が福島県に毎回行くというわけではございません。そういった全国的に同じ地域に偏らない形でのローテーションで行われている現状にあります。そういった中で、これまで累積した派遣人員の中で福島の派遣部分がそういった数字になっているという状況でございます。

○重村栄委員長 今回の質問の2つの区域のどっちがどっち、数を……。

○吉村警備部長 失礼しました。まだ警戒区域の中に入ってという数は圧倒的に少ない状況です。

○重村栄委員長 氷室委員、よろしいですか。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、こちらで決めるということではなくて、上から人数の枠といいますか、そういうものはそれに従って派遣をされるという形なんですかね。

○吉村警備部長 そうです。警察庁の方で調整をしまして、それぞれの県警、管区機動隊でありますとか連合県機動隊というのがございますが、任務付与がされるということになっております。

○氷室雄一郎委員 済みません。警戒区域に派遣されている人数というのはわかりますかね。

○重村栄委員長 わかりますか。

○氷室雄一郎委員 195名という数字を示されたんですけども……。

○吹原警務課長 うちの方が、手当の関係上、手当をする上で、数的に延べ195人ということで御報告させていただきました。例えば、入っている人数につきましては、今まで5部隊、例えば5月11日から27日までは72名が計画的避難区域というふうに、195人のうち、警戒区域での交通規制とかいろんな活動を含めると、警戒区域では延べ人数では91名という数字になるかなと思います。

○氷室雄一郎委員 はい、わかりました。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。——ないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第17号から第19号まで及び第32号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

教育委員会及び警察本部から報告の申し出がそれぞれ1件ずつあっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、教育委員会、警察本部の順に報告をお願いいたします。

初めに、教育委員会関係で田中教育政策課長。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

去る11月18日の決算特別委員会でも報告いたしましたけれども、ことしの4月から実施いたしました不適正経理再発防止策の検証結果について御報告いたします。

この検証作業は、教育委員会、県警本部、知事部局等、すべての任命権者において検証を行ってまいったものでございます。

お手元に11月12日の検証委員会で決定されました教育委員会の報告書を要約いたしました検証報告の概要、A4の3枚組をお配りしておりますけれども、この資料で説明させていただきます。

まず、1ページの検証の概要でございます。

1の検証の目的についてでございますけれ

ども、平成20年度のいわゆる自主調査で明らかになりました本県の不適正な経理処理の問題に関しまして、平成21年3月に策定いたしました再発防止策の取り組みについて検証し、その成果と課題を明らかにして、さらなる再発防止策の充実につなげるものでございます。

次に、2の(1)検証の実施体制でございます。

検証に当たっては、外部の目を入れて行うことといたしまして、民間の有識者、弁護士、公認会計士及び税理士の3名で構成する検証委員会を設置いたしまして、あわせて教育委員会内に検証推進本部を設置して取り組みました。

次に、2の(2)検証の内容でございます。大きくは2つの調査を行っております。

表に記載しておりますけれども、表の上の段、再発防止策の取り組み状況等としまして、平成21年3月に策定いたしました再発防止策への取り組み状況や職員の意識などについて、全所属を対象とした調査を行いました。

表の下段ですけれども、経理処理の状況といたしましては、会計検査院の手法に準じまして、県の会計書類と会計帳簿を照合する全数調査、悉皆調査を行っております。これらの調査内容、手法などのすべてにつきましましては、検証委員会の指導、助言をいただきまして審議決定していただいたものでございます。なお、検証委員会は、原則公開で開催したところでございます。

次に、(3)検証の対象でございます。

平成21、22年度のすべての所属における一般需用費及び備品購入費約6万9,000件、支出命令件数でございますけれども、約6万9,000件を対象といたしました。

2ページをお願いいたします。

続きまして、検証の結果でございます。

まず、1の(1)再発防止策の取り組み状況

調査の結果でございます。

再発防止策の取り組み状況につきましては、すべての所属で再発防止の取り組みを進められていたということが認められました。

次に、(2)職員の意識調査でございます。

結果といたしましては、おおむね9割の職員に再発防止策が浸透していることが認められましたが、まだまだすべての職員に浸透しているとは言えない状況ということでございました。また、一部の設問につきましては、行政職と教育職に有意な差があり、公金取り扱い意識、あるいは経理処理に係る知識について、教育職が低いという結果が出ております。

次に、(3)不適正な現金等、不適正な備品相当品等についてでございます。

全所属で調査を行いました、いずれもこれらは認められませんでした。

続きまして、2の経理処理状況調査でございます。

まず、(1)業者帳簿の提出状況でございます。

教育委員会だけでなく、知事部局も含め、全任命権者合わせての状況でございます。調査へ協力があつた業者96.8%、帳簿の提出があつた業者86.2%、照合可能な業者帳簿の提出があつた業者82.4%でございました。

次に、3ページをお願いいたします。

経理処理状況調査の結果でございます。

調査は、県の会計書類と業者帳簿により、物品名、金額・数量、それと納品日の3項目を照合しております。なお、業者帳簿の提出がなかったものにつきましても、県の会計書類として保管されております業者提出書類や納品された物品の現物確認等の調査を行っております。

照合の結果は、表のとおりでございます。平成20年度の自主調査で明らかとなった裏金や私的流用につながるおそれのある預け金、差しかえは一切認められませんでした。

一方、翌年度納入や前年度納入など、合計で32所属、143件、約428万5,000円の経理処理の誤りというのが確認されております。なお、これらは、いずれも公務上必要な物品を購入し、購入した物品はすべて公務に使用されており、私的流用は認められませんでした。

会計年度別の件数及び金額の比較の表につきましては、年度別の件数や金額を比較しております。平成21年度に比べて22年度は大きく減少しているという状況でございます。21年度の件数が多かったのは、再発防止策が実施される以前の20年度に物品が納入されたものが多く含まれているためでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

検証委員会からの評価と提言でございます。

まず、(1)評価でございますが、4ページの中ほどより少し下に記載されております。

この結果、裏金や私的流用につながるおそれのある預け金、差しかえなどの不適正な経理処理が認められなかった、このことは教育庁等全体が一丸となってさまざまな改善に取り組んだ成果だとされております。

しかしながら、前年度納入などの経理処理が確認されたことから、経理処理に関する職員の認識の甘さや組織的チェック体制が十分でないなどの課題も明らかになったところでございます。

これらは、預け金、差しかえなどとは性質が異なり、また、減少してきているとはいえ、会計規則に照らすと必ずしも適正な処理とは言えず、さらなる是正に向けて取り組まなければならないと評価をいただいております。

5ページをお願いいたします。

職員の意識調査で、いまだ意識の低い職員が存在するといった事実を課題として、改善に向けて取り組まなければならないという評価をいただいております。

次に、提言でございます。

検証委員会からは、具体的には3つの提言が示されておりまして、まず1つは、再発防止策のさらなる徹底、2つ目は再発防止策の充実強化に向けた取り組み、3つ目は県民への説明責任を果たすことでございます。

6ページをお願いいたします。

最後に、再発防止策の充実強化に向けた取り組みについてでございますが、研修のさらなる充実、組織的なチェック体制の強化等、知事部局等と共通する取り組みについて記載しております。

あわせて、教育委員会独自の取り組みといたしまして、項目の2の3つ目に記載しております、教育職を含めたすべての職員に対する研修を充実することとしております。これは先ほど説明いたしましたとおり、教育職の意識、知識が低いという状況にあることを踏まえたものでございます。

また、項目4の4つ目に記載しておりますとおり、経理処理の誤りが多かったということ踏まえまして、全県立学校の経理担当者・事業担当者に対する直接指導を早急に実施することとしております。

なお、既に先月22日には、全県立学校の事務長等を集めまして報告書の内容を説明するとともに、再発防止策の徹底について指示を行ったところでございます。

以上でございますが、今後とも、教育委員会、職員が一丸となって、より適切な経理処理が行われるよう引き続き取り組んでまいります。

教育委員会からの報告は以上でございます。

○重村栄委員長 次に、県警本部関係の報告をお願いいたします。

田上会計課長。

○田上会計課長 会計課長でございます。警

察本部から御報告いたします。

県警察におきましては、教育委員会と同様に、平成21年3月から取り組んでおります物品調達等に関する不適正経理処理再発防止策につきまして、取り組み状況及び経理処理の状況について、今回県警察の全所属を対象に調査を実施したところでございます。この調査結果につきまして、お手元の検証報告の概要に基づきまして御説明いたします。

1ページの検証の概要につきましては、先ほど教育委員会から報告された内容と同様でありますので、説明は割愛させていただきます。

2ページをお願いします。

検証の結果についてでございます。

まず、(1)の再発防止策の取組状況調査の結果でございます。

今回、不適正経理再発防止策の取り組み状況について、県警察すべての所属を対象に調査を行ったところですが、各所属とも確実に取り組んでいることを確認しております。

主な取り組み状況は表に記載しているところでございますが、この中で、職員の意識改革・資質の向上方策としまして、平成22年3月31日に本部会計課内に会計企画指導室、室長以下6名体制を新設しまして、会計部門を担当する職員に対しての直接的な指導や各所属からの質疑への対応、また、幹部職員や事業を担当する職員に対する教養や事務指導等を行っており、会計業務についての指導教養体制の充実及び組織的支援の強化を図っているところであります。

次に、(2)の職員の意識調査でございますが、県下全所属の警察官、一般職員の約1割に当たる400名の職員に対し、教育委員会と同様の内容のアンケートを実施しております。

教育委員会におかれましては、インターネットを利用して全職員を対象に実施しておりますが、県警ではインターネットを利用し

ての実施はできず、ペーパーベースでのアンケートしかできなかったこと及び経理庶務は警察官でない一般職員しか行っておらず、幹部職員及び一般職員を中心とした400名の職員に対して実施すれば十分実態が把握できると考えたため、400名の職員に対して実施しております。

この結果、ほとんどの職員に公金取り扱い意識の向上や再発防止策が浸透していることが認められましたが、ただ、極めて少数ではあります。意識の低い職員もいる事実が判明したため、今後再発防止策のさらなる推進を図ることが必要であると考えております。

次に、(3)に記載しておりますように、不適正な現金や不適正な備品相当品等についても調査を実施しておりますが、ともにそのようなものは認められなかったところでございます。

続きまして、3ページの(2)経理処理状況調査の結果でございます。

調査につきましては、教育委員会と同様の内容で行ったところであります。この照合結果をページ中ほどの表に記載しておりますが、県警察の全所属であります56所属を対象に、平成21年度及び22年度の支出件数2万5,999件、金額約20億9,700万円について調査を実施した結果、預け金や差しかえといった不適正な経理状況は認められませんでした。

ただ、経理処理の誤りとしまして、前年度納入等で7所属で8件、金額にしまして13万6,000円を確認したところでございます。

これらの事案の会計年度別の件数及び金額を次の表に記載しておりますが、平成21年度に5件、22年度に3件確認しております。しかし、本来経理処理手続等を行うべきであった会計年度、いわゆる発生年度で区分しますと、先ほど申しました指導教養体制の強化を図った平成22年度以降の発生は1件も確認されなかったところであります。

また、経理処理を誤った主な背景、要因等

につきましては、一番下の表に5つの項目を記載しておりますが、今回確認した経理処理の誤りは、ここにあります要因が複合的に重なり発生したものであります。

最後に、4ページから5ページに検証委員会からいただきました評価と提言について記載しております。

今回の調査結果につきましては、検証委員会の方から、県警察がこの2年間で取り組んできた施策等により、職員の意識改革や資質の向上が図られていることが確認できたなど、一定の評価をいただいた反面、経理処理に関する職員の認識の甘さや組織的なチェック体制が十分ではないなどの課題についての指摘も受けているところであります。

また、これらのことを踏まえ、法令遵守研修や適正な履行確認の確保などの再発防止策のさらなる徹底、再発防止策の充実強化に向けた新たな取り組み、再度の取り組みの成果についての確認と県民への説明責任の完遂について提言をいただいているところであります。

今後、指摘を受けました課題の是正に向け、現在推進中の施策とあわせまして、今回検証委員会からいただきました提言に基づく施策に取り組むこととしております。

なお、さきの先月14日には、全所属の副署長、会計幹部等を集めまして、報告内容についての説明及び再発防止策の徹底についての指示を行っているところであります。

今後とも、県警察全体が一丸となりまして、会計処理のさらなる適正の確保を図っていきたいと考えております。

警察本部からの報告は以上でございます。

○重村栄委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

今の報告2件に係る質疑はございませんか。——ないようでございますので、報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○小杉直委員 その他のその他で、教育委員会に1件と警察本部に1件あります。

教育委員会の方に聞きましょうかな。その後、どがんですか。第一高校の男女共学の推進ぐあいは。

○瀬口高校教育課長 第一高校の方では、学校説明会を例年1回のところを2回実施しております。先日11月にも中学校を対象とした説明会、それから塾を対象にした説明会等を再度開きまして、男女共学に向けての取り組みを地域の皆さんにお伝えしているところでございます。

また、学校のホームページの中にも同窓会の清香会のホームページ等も紹介されまして、現在いろいろ独自調査を行っておられるようでございまして、その志望の人数等も出ているように聞いております。大体今のところ、第1希望に約50名ほど希望しているというような報告が同窓会のホームページの中の数字でわかるところでございます。

また、毎月の定例の職員会議も行っておりまして、その職員会議の中でも必ず男女共学についての報告もなされておりまして、取り組みの内容等について全職員のいろいろな意見等も集めながら、今後に向けて取り組んでいるようでございます。

以上でございます。

○小杉直委員 50名ぐらいとおっしゃるのは、男子の希望者が50名ぐらいという意味ですかね。

○瀬口高校教育課長 はい、そうでございます。

○小杉直委員 私は熊本市内の市民ですが、第一高校は男女共学なのに女子専門校だろう

というふうな勘違いが保護者を含めてたくさんあるわけですので、本来の男女共学に変化していくように、そういう側面からいろいろな意見を出しておるところですので、御理解をよろしくお願いいたします。

県警の方に1つお尋ねですが、音楽隊員の大体の人数は今何人ぐらいですかね。

○金高警務部長 ちょっと手元に資料がございませんけれども、おおむね20~30人程度でございます。

○小杉直委員 先般、11月26日に県立劇場で音楽隊の演奏会があったですね。ふれあいコンサートですかね。文教治安委員会として、私含め何人か出席させていただいたわけですが、大体ざっと見たところでは24~25人の隊員さんで頑張っておられて、後で熊本農業高校の吹奏楽部も合同ですというふうなことで、非常に私のイメージから見ますと、以前の音楽隊員の数から随分減ってきたなというふうな感じでした。これはもうイメージですけども。

それでも一生懸命されて多くの市民が感動を受けとったわけですが、その中で、後でテレビでかなり放映をされておりましたが、県警本部の菊池さんという方が東北の現場に行き、その体験に基づいた鎮魂曲ですか、あれを演奏されておって、それに対するインタビューを大田黒浩一さんがされるときには涙ぐんで言葉が出なかった一面があるわけですが、いつも話題に上って、警察官の数が足りない、それはもう現実問題ですが、そういう中で、平生の勤務とかけ持ちしながらの音楽隊員というのはなかなか大変だろうと思うですたいね。

しかし、やっぱり警察業務の中でも、市民との信頼とかあるいは親しみを持っていただくというための音楽隊の役割というのは、そういう面を含め多岐にわたって頑張っておら

れますので、ひとつ今後とも音楽隊に対する支援というんですか、補強といいますか、そういう方面では、ぜひお願いをしたいなというふうに——ああいうふうなコンサートに行って、一市民として警察に対するそういうふうな感動、感銘を受けましたので、ひとつそういうことでお願いをしたいと。要望しときます。

○重村栄委員長 要望でよろしいですか。

○小杉直委員 はい。

○重村栄委員長 何かコメントありますか。

○金高警務部長 心強い御意見をいただきました。これからも頑張りたいと思います。

○小杉直委員 せっかくですから一言。

よかったら、音楽隊の皆さんには、高い評価を文教治安委員会がしておったというふうに言っていただければ、彼たちもそれなりの感銘を受けるかもしれぬですね。

○氷室雄一郎委員 教育委員会と県警に1つずつ。

高木副委員長が非常に心を痛められた出来事が、メダリストが指導を行き過ぎといひますか、逮捕されまして、特に高等学校、また中学校、小学校、各女性の運動クラブをたくさん指導されている方もおられますし、また、外部の指導者もおられるのではないかと思います。ガイドラインというものは設定をしてあるということでございます。

教育長に尋ねた方がいいと思うんですけれども、たくさんの方々が関心を持たれまして、また保護者の受けとめ方も非常に敏感な部分がございます、本当に熱心に指導されている方々に本当に迷惑な部分もあったのではないかと感じておりますけれども、その

後、各高等学校、中学校——小学校には少ないのではないかと思います。何か教育委員会として、そういう問題が起こらないようにといいますか、通達なり改善を各学校にされたのかどうか、まず1点お願いします。

○重村栄委員長 教育委員会は、どなたが答弁されますか。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

今回の件に関しまして、特にその後通知文等は出しておりません。これまでも、運動部活動に関しましては、適正で魅力ある運動部活動ということで指導してまいりまして、手引書等をつくりまして、生徒に対する指導のあり方については、手引の中で、誤解されないように、あるいは不快な思いをさせないように、そういう面も具体的に示しまして指導してまいりました。

今後は、いろんな研修会を通しまして、より一層そういうことを徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 そういう面のガイドラインは既存のものが存在していると思うんですけれども、それをもう一回——こういう機会でございますので、不祥事でも繰り返しおわびをされて非常に苦慮されていると思うんですけれども、ガイドライン等をもう一遍きちっと見直してびしっとするつもりはないのかどうか。僕はやった方がいいと思うんですけれどもね。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

今後、また見直しまして、詳しい細かいところまで指導が行き届くようなものを再度検

討してまいりたいと思っております。

○氷室雄一郎委員 学校の先生方が直接指導をされているところは学校長の指導を徹底していただきたいんですけども、外部から来られて監督の補助的な役割でコーチなり非常に頑張っておられる方々がおられますので、その辺についてもどのようにするか。常時学校内の管理職と接触している機会は少ないわけでございますので、非常に自分としては頑張っておられるんですけども、それが保護者の敏感な感情に触れるような行き過ぎた指導がないように、外部の講師、またはコーチ、補助の方々についても、やっぱり徹底をせないかぬと思っております。どうか……。

○城長体育保健課長 学校の教職員以外に外部指導者というものも各学校にたくさんおられます。その方々に対しまして、これまでも研修会を毎年開催しておりまして、その中でも、またより充実した指導体制をとっていきたいというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 非常に微妙な問題でございますけれども、一遍きちっとやっとく以外に方法はないんじゃないかと思っておりますので、しっかり取り組みを——ガイドライン等ももう一遍洗い直して、徹底するところは徹底をするということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、警察関係、これは非常に立派なものをつくっていただいて、これをいただいたんですけども、この新聞の報道をちょっと見たんですけども、2010年に県警サイバー犯罪対策に寄せられた、これは非常にふえとると。相談件数が472件。77件だった平成6年度の6倍に達しているということで、ことしも10月末現在で453件と、もう既に前年度を上回ろうとしておるんですけども、11月のときがどうなのか。

今後、これは非常にふえると予測されるんですかね。こういう立派なものがありますけれども、この辺についての認識と今後の取り組み、非常に難しい問題でございますけれども、こういう架空の不正請求が急増しているという記事を見て、ちょうどこういうものが出されましたので、ちょっとその取り組みなり動向といいますか、をお尋ねしたいと思います。

○西聖一委員 関連していいですか。

○重村栄委員長 答えてもらってからにします。一緒がいいですか。

○西聖一委員 はい。

○重村栄委員長 じゃあ、西委員どうぞ。

○西聖一委員 済みません。実は、これは私が今県警本部にいろいろ情報を流している中できょう用意してもらったんですよ、本当に。この12月に入って、私、今4件アクセスが送ってきたんですけども、2つは出会い系サイトで、2つは宝くじ当選金というあれで来るわけですね。明らかにもうおかしいとわかっているけれども、その文面は本当に言葉巧みで、ついアクセスしようかなという気を起こさせる文章です。

恐らくこれの対策を今練っていると思うので、どれくらい案件が来ているのかということ、具体的にどういう対策をするのかということ、この冊子は本当にいい冊子で、機種ごとにやっているからですね。メーカーごとに対応できやすいので、フィルタリングをかければいいとわかっているんですけども、携帯購入者全員に配布ということは経費的に無理でしょうけれども、少なくともショップあたりには自由にとれるように配布みたいなものはできないのかなということもあわせてお

尋ねたいと思います。

○古川生活安全部長 氷室委員のはサイバー犯罪の相談の関係だと思います。言われた数は、詐欺とか悪質商法関連の数だと思いますけれども、大体そういう詐欺、悪質商法等は年間500件近い相談を受けております。

そのほか、西委員が言われましたのは迷惑メールの関係でございますけれども、大体去年で年間83件の相談を受けております。いろんな振り込め詐欺なんかもそうなんですけれども、架空請求とかいろんな手口でそれぞれまずメールやいろんな資料を送りつけて、その後、それに答えた人に対して金額を振り込ませると。その前段階が、こういうメール等を送信したりするものであります。これから振り込め詐欺の方に入っていく前段階というところであります。

今、西委員がお示しされたのは、これは総務省が作成している「撃退！迷惑メール」という対策ブックでございますけれども、これは本県にいただいているのが大体年間5,000冊ぐらいいただいております。全国に配っておられるので、余り大量には差し上げられないということですが、本県では、いろいろ、そういうサイバー犯罪対策ということで広報啓発活動をやって、企業とか学校も含めましていろんなところで研修会をやるからいただきたいという要望をしましたら、年間5,000部差し上げましょうということにいただいております。そういういろんな研修会とか講話の場所で配布したりしております。なかなか部数に限りがあるものですから、自由にとってくださいというような方法ではちょっと配れません。そういう相談を受けた方とか、いろんな方に、こういう撃退方法があるということでお示しをしているところでございます。

迷惑メールにつきましては、法律がありまして、特定電子メールの送信の適正化等に関

する法律というのが、これは平成14年にできましたけれども、平成20年に改正されて、広告宣伝メール等を、要するに承諾を受けてない人に一斉に送ることは禁じられております。

ただ、直罰規定はありません。総務大臣等が一たん必要な改善措置を命じた後に、それに違反したら1年以下の懲役または100万円以下の罰金ということになっております。なかなか、憲法上の表現の自由とか通信の秘密と関連するものですから、その取り締まりというのが難しい状態でありまして、今不正アクセス等の法改正の検討がなされておりますけれども、こういう迷惑メールの場合は、対策といたしまして我々が指導しているのは、絶対架空メールだということは無視していただくということと、そのメールに記載されている連絡先には絶対問い合わせをしないと。メールが来て問題のところをクリックしてもらおうと、いわゆる個人情報、メールアドレス等が漏れますので、そういうことをしないでいただきたいということと、頻繁に来る場合、よければメールアドレスを変更してもらおう、あるいは、今西委員が言われたように受信拒否の設定をしていただくとか、そういう対策を指導しているところでございます。

メールが一遍に大量に何千人何万人と送りつけられるというようなことで、この法改正がなされておりますので、たくさんの方がやっぱり迷惑されるという部分もあると思います。今後とも、そういう広報啓発には努めていきたいというふうに考えております。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○松田三郎委員 対財政課という視点で、警察本部に1点、教育委員会に1点お尋ねしたいと思います。

これは、一般質問でもたしか——交通部長

か警務部長かどっちかになろうかと思いますが、信号の設置のことで一般質問でも議論になりましたし、過去のこの委員会でもたびたび議論になっていることで、先般の決算特別委員会でも高木副委員長も御質問なさいまして、要は全国紙でも何か熊本がワーストワンかなんかというのが載りましたが、一部には、国の方は予算をつける準備があるけれどもなかなか県がということは、必要以上に財政課の悪口を言うつもりはありませんが、なかなか理解がないというような事情もあるらしいという話を聞いておりました。

御存じのように、熊本県下もかなりの要望数、設置をしてほしいという要望も多数でしょうし、またちょうど老朽化等々で更新をしなければならぬ。よその県では、何か倒れてけが人とか事故があったとかという事例も聞いております。

そこで、もちろん短期的には、もし国の方が予算をつける準備があるのであるならば、県の方でやっぱり余りにもこのお寒いような状況は何とかしなきゃならないだろうというような考えは、もちろん議会としても持っております。

それで、よく議論になりますのが、警務部長にもこの前ちょっと質問があったようでございます。例えば、市町村で一定の負担をするから、どうか優先して早く設置してあるいは更新してもらえないだろうかというようなスキームはできないだろうかという話をしたら、今のルールではできませんというようなお話でした。大体この辺で議論が終わってしまうんですが、そうであるならば、後ほどでも結構でございますが、そのルールというのは法律で規定されているのか、省令等々のレベルなのか、あるいは、だれだれの通知・通達で、しかも絶対市町村からは負担をさせてはいけませんというような規定のされ方なのか、あるいはもうちょっと抽象的な規定のされ方なのか。

それによって、例えば議会としましても、もしルールが今のルールでできないのであるならば、国に対してその改正を要求するというのも一つだと思いますし、仮にそういうのが認められるのであるならば、恐らく市町村によっては、うちはお金を出してでも一部負担してでも急いで設置してほしいというようなところもあるのだと思います。そうすると、例えば今まで1基しか整備できなかったところが2基3基とできるようになるんでしょうか、単純に計算しても。その点をまずはちょっと……。どっちになるんですか。警務部長ですか。今わかる範囲で……。

○高野交通規制課長 ただいまの松田委員の質問の要旨でございますけれども、信号機設置に係る経費を市町村あたりで負担できないかということでございますが、信号機の設置に伴う経費につきましては、警察法または交通安全施設等整備事業の推進に関する法律等におきまして負担区分が示されております。

信号機または交通安全施設等の設置、管理につきましては、公安委員会ということで示されておまして、地方財政法の中で経費負担の転嫁または経費の負担区分を乱してはならないと明記されておまして、市町村に対して設置に係る経費を負担させることはできないというのが現状でございます。もしそういった、ぜひともうちの方で負担するからということで市町村が申し上げられても、寄附行為に当たるということでそれはまかりならないという現状でございます。願うのは、委員の御指摘のように、負担していただけるならば設置もやぶさかではないという点もございますけれども、そういったことで法律で定められておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○松田三郎委員 そういう2つぐらいの法律で、もうそうなるわけですね。であるなら

ば、もうちょっと私も直接整理させていただいて、例えば議会から今までそういうアクションはなかったと思いますので、例えば今後国に対して要望あるいは意見書の提出をするとか、また、できれば正副委員長で、予算編成権を侵すつもりはありませんが、財政課にもうちょっと——余りにもとっぱなれてワーストワンのような感じでしたので、特別に何か申し入れ要望をしていただければと思います。

引き続きいいですか。

教育委員会にちょっとお尋ねしますけれども、以前もちょっとお伺いしまして、教育長とこの前お話ししているときもちょっと話題になったことですが、いわゆる臨採は正式には何と言いますか。常勤何とかの数が、多分ここ数年、義務教育に関していってもふえているのではないかというような話を聞きまして、もちろん臨採の先生もまじめで熱心な方もたくさんいらっしゃいますが、一部の保護者の中には、なかなか採用試験の勉強もせないかぬし、あるいはいつやめられるか、合格なさってほかのところに異動なさるかというような点に関して、ちょっと若干の不安を持っていらっしゃる保護者もいらっしゃる。

そこで、例えば一定の割合というのが、大体目標なり何とかかなりが県の教育委員会としてあるのかどうか。あるいは、それに対してここ数年でふえているというのは事実なのかどうか。そして、最終的には、教育委員会としたら、どういう方向に——もちろん臨採の先生方の役割というものも、すべてを正採用というわけにはいかぬとでしようけれども、ふやす、減らす、現状維持というような方向性のお考えをお聞かせいただければと。

○柳田学校人事課長 臨採がここ数年ふえているのは事実であります。これは、財政課が全庁的に示しております定員管理計画です

ね。財政再建戦略の中で定員管理計画を5年間定めておまして、その中で教職員の本採を一定数抑制することで進めてきた結果でございます。

確かに、妊娠した場合の育休の代替の臨時職員、あるいは休職をした場合の臨時職員での対応、こういう必要な臨時の教職員というのも一定数は必要なわけですが、現状では、その数をはるかに上回る数の臨時職員が今学校現場では配置になっています。

小学校、中学校、高校合わせまして、全体で1万6,000人ぐらい職員がいるんですけども、大体今2,500名程度の臨採の職員がいるという状況で、これは事務とかも含めてすべての数でございますけれども、以前はこの数が1,800とか1,700ぐらいでございましたけれども、ここ4～5年で、そういう財政再建戦略の定員管理の関係で非常に多くなってきているという状況でございます。

現在、これが平成24年4月でこの計画が終了しますので、新たな採用計画ということで、教育委員会としては、今総務部に今の現状では非常に問題があるということで増員の要求をしておるところです。今協議中でございます。

○松田三郎委員 わかりました。じゃあ、はっきりしたことはわからないけれども、24年4月までがその5年間の最終年度ということで、それ以降はふえるというか、もとに戻る方向の可能性が大きいということですね。

○柳田学校人事課長 我々としては非常に強い気持ちで今協議に当たっておりますけれども、総務部の人事課、財政課が非常に難色を示しておる状況でございます。楽観はちょっとできないかなと思っておりますけれども、我々としてはどうかそこを突破したいというような気持ちで今協議を進めておるところです。

○松田三郎委員 はい、わかりました。これも正副委員長のあれでしょうけれども、将来的に総数は、多分おっしゃるように正採用の方がふえればもちろん臨時の方は減るわけでしょうから、総数が大体一緒とすれば。

確かに、子供さんの数はこれから減る方向とはいえ、少人数学級が国の方も含めてだんだん学年を上げていくなれば、そんなに教職員の数も極端に減るわけではないだろうし、あるいは特別支援の学級をもうちょっと——県下要望が多くてですね。ということは、そんなに極端に子供さんの数が少なくなるから教職員の数も減るわけではないと思いますので、引き続き我々も協力をさせていただきますので、24年度以降ですか、増員に向けては頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○森浩二委員 私の玉名の方ですけれども、中学校が今結構荒れとととですよ。その中で、何で荒れているかという、一人の親がやぐざなんです。その子供がみんなを引っ張って、2つの中学校がもうめちゃくちゃになりよるとですよ。そういう場合は、先生はどういうふうに関心は対応されよるとですかね。

○重村栄委員長 どなたが答弁されますか。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

今委員から、学校の荒れの問題ということでございましたけれども、一応学校の方でも生徒指導担当あたりを中心に校長も加わった形で対応をやっていると思いますけれども、今子供たちの生活環境といいますか、そうい

う部分でも改善する必要があると思いますので、スクールソーシャルワーカーあたりの活用、そういうところで市町村の行政担当あたりとSSWを交えた形でのケース会議あたりを開きながら、専門家の意見を聞きながら対応措置を考えていくといえますか、そういうふうなところで進めていかないと、学校だけの対応というのは非常に厳しいのかな、そういう思いでございます。

○阿南教育次長 つけ加えまして、やはり学校の職員だけではとても対応できないような事例も最近多いので、警察にスクールサポーターが配置されておりますので、そこらあたりとの連携、そして、校内で暴力等が発生すれば警察と連携して、学警連等の組織がありますので、そういうところとすぐに連絡をとって、速やかに対応するよとということでは各教育事務所を通じて言っております。

以上でございます。

○森浩二委員 結果的に、結果が出てないんじゃないですかね、今。だから、親がやぐざだけ、やっぱり学校側は言いきらぬとじゃなかろうかなと思うとですよ。そういうのが出てきているんじゃないかなと。1つの中学校で学校がもう相手しないから隣の中学校に行って遊びよるとですよ。だから、そこも巻き込まれて2つの中学校が荒れ出したですよ。そういうのはだれがとめるべきか。親がやぐざだけもう全然うっちゃわんわけですよ。そういうのはだれが——もうだけん周りの保護者も結局言いきらんわけですよ。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございますが、今の部分についてはちょっと調査させていただきまして、こちらの方に内容が届いておりませんので、そういう状況を把握いたしまして、具体的に今次長の方から話があり

ましたけれども、警察のスクールサポーターとか、そういうところとの連携を図りながら、善処していきたいというふうに思っております。

○森浩二委員 わかりました。

○重村栄委員長 森委員、よろしいですか。
ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○金高警務部長 委員長、済みません。

○重村栄委員長 何かありますか。はい、どうぞ。

○金高警務部長 先ほど氷室先生と小杉先生の方から御質問のあった件で一部補足させていただきます。

福島県の計画的避難区域と警戒区域の派遣の具体的数字でございますが、計画的避難区域には859人中104人でございます。それから、警戒区域、これは先ほど吹原課長の方から申し上げましたが91人、それから福島県への派遣者総数の占める割合は54%ということになっております。

以上、補足させていただきます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

特に質問もないようでございますので、これをもちまして質疑を打ち切りたいと思いません。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。なお、委員の皆さん方は、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

これをもちまして終わります。どうも御苦労さまでした。

午前11時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

文教治安常任委員会委員長